

【令和7年3月24日公布 令和7年三浦市条例第14号】

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和32年三浦市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の6」を「100分の12」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）
- 2 令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、給料月額に100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。